

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第22回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第22回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>新しい年を迎えましておめでとうございます。常設審議委員の皆様には日頃より大変お世話になっておりますが、今年もよろしくお願いいいたします。</p> <p>今日は非常に寒いですが、年末年始、元旦は穏やかだったかと思えます。今年は戌年ですが、来年は猪年であり、激動する年となるかもしれません。戌戌というのは、変わり目の年、変革の年と言われますが、次に来る激動の前にできれば穏やかに、心にゆとりを持ちながら変わり目に対応する年であってほしいと願っております。そういう中で、今年には4月に佐賀市、有田町、7月に武雄市、嬉野市が制度移行し、10市10町全てが新制度へ移行する年となります。</p> <p>また、小園委員が会長を務められております「ひらの棚田米振興協議会」が、内閣官房と農林水産省が地域活性化の取り組みを全国に発信する「ディスカバーむらの宝」という事業の優良事例に県内で唯一選ばれ、佐賀新聞にも以前取り上げられておりました。おめでとうございます。</p>
議 長	<p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、第4条・2件うち3,000㎡を超える案件は2件、第5条・12件うち3,000㎡を超える案件は9件、合計14件うち3,000㎡を超える案件は11件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、農地法による意見聴取の後に、「農業委員会の体制移行と農地利用適正化の推進」について、意見交換の時間を設けていますので、最後までご協力いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を坂井会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、 委員と 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>

それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局

(前月の審議案件の結果について報告)

農業会議より植林の案件について説明いたします。

農業委員会経由、農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

市農業委員会

農業委員会より説明いたします。

農地法第5条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

農業会議より説明いたします。

農業委員会経由、農地法第5条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号4-2、申請の駐車場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地、及び概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-3、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、及び水管、下水道管又はガスパイプのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第3種農地と判断されますが、第1種農地については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得るこ

とから許可相当と判断し、第3種農地については許可し得るため、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 4、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 5、申請の駐車場拡張用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 6、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 7、申請の食品倉庫用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 8、申請の店舗用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

農業委員会からの提出案件であります。本日担当者がインフルエンザにより欠席とのことですので、代わって農業会議よ

り説明いたします。

整理番号 5 - 9、申請の自動車修理工場及び店舗用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されますが、一般国道又は県道の沿線で流通業務施設、休憩所、給油所等の施設である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業会議事務局 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第 1 種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第 5 条関係が 2 件、1 件の計 3 件ございます。併せてご審議のほどお願いします。

議長 農地法第 4 条関係 2 件、第 5 条関係 12 件、合計 14 件について説明がありました。

ここで、3,000㎡を超える 11 案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 長 はじめに、農地法第 4 条関係、農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議長 長 次に、農地法第 5 条関係、農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 さんの会社は木工関係なのですか。

農業委員会 木工とは関係なく、不動産業です。

委員 一番早くてクヌギがシイタケの材料として、10～15 年経ってやっと使えるということになり、かなり時間が掛かることに投資されるわけですので、大丈夫かな、ちゃんと管理をされるのかなと思うのですが。

農業委員会 森林組合の方に、5 年ぐらいは下払い等をお願いされているようです。その後は後継者にお願いするというで聞いておりま

す。

委員 分かりました。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 各600本ずつ植林されるということで、どういう風に植林をされるのですか。

委員 ここは茶畑で段差がありますので、そこに一列ずつ種類ごとに植えていくとのことでした。

委員 分かりました。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 申請理由の労力不足というのは さんのことだと思いますが、 さんは何か利用目的、利益があってここに土地を買ってクヌギを植えられるのでしょうか。通常はそういうことで転用をされるのですが、ここにそういったものが見えないので理由をお願いします。

農業会議事務局 に確認しましたところ、譲渡人の さんが身体に障害をお持ちで管理ができず、前々からこの土地はかなり荒れている状態で、地域でもここをどうするか話し合いがなされていたそうです。それで、 さんが池田さんとかなり近しくされていることと、この土地の周辺に5筆ほど山林を所有されていることもあって、併せて山林として管理していくことで話がついたと聞いております。

委員 分かりました。

議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請 の駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
	委員	市道の新設のため駐車場が使えなくなるので、自分のとこ ろで代替地の一時転用をする、その費用を自分のところで持たな ければならないのでしょうか。市が持つべきではないでしょうか。
農業委員会		用地代は別途出ますが、この事業そのものは申請人さん負担と いう形で行われております。
	委員	用地は買収ではなく一時転用ですから費用は出てきませんよ ね。
農業委員会		既存の駐車場にも市道が引っ掛かる形になります。それもあり、 今まで道のないところに市道ができて出入りもできないというこ とになりますので、所有されている農地の一部を使って仮設の駐 車場を造りたいということでの申請となっております。
	委員	原因者負担というのが見えてこないのですが。
農業委員会		現在 が所有されている駐車場を 市が購入して道路 をつくるわけでして、 市が に用地買収をかけて、土 地代を払います。それを利用して一時転用をされてくださいとい うことですので、 市が負担をするということでご理解いただ きたいと思います。
	委員	上乗せ負担をするということですか。
農業委員会		上乗せではなくて、単に用地買収の金額のみです。それで話が ついているということです。
	委員	分かりました。

議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(挙手多数)
議 長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
委 員	拡大図を見ると、申請地の下に さんがありますね。そ この丸いところは多分ガスのタンクだろうと思うのですが、分譲 住宅を建設するに当たり、ガスタンクからどのくらい離しなさい というような住居に対する規制はどうなっているのか教えてください。 さい。
農業委員会	住宅建設に当たりましては、開発関係の協議をされておしまし て、特段問題ないということで今回申請がなされております。
委 員	地理的な規制はないのですか。タンクのすぐ横に住まれる方は、 万が一のことを考えると怖い気がします。
農業委員会	市の調査会においても、委員さんから同じように、本当に 危なくないか、ガスが漏れないか、爆発しないかというような意 見がありました。そもそもそういうことがないようにタンクが作 られていますので、法的規制はなく、都市計画法上も通ったとこ ろで転用の申請が出されておりますので、農業委員会としては周 辺の農地への影響もないということで許可相当との判断を出して おります。
委 員	分かりました。
委 員	建売分譲住宅ということで、ハウスメーカーはもう決められて いるのですか。
農業委員会	さんが建てて売られます。
委 員	さんは建築部門もあるということですね。

農業委員会	はい。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
委員	についても、自分のところで建築部門を持っておられ るのですか。
農業委員会	建物については請負で、他の業者さんがされます。申し訳あり ません、先程の さんについても請負です。
委員	契約はちゃんと結ばれているということですね。
農業委員会	はい、そうです。
委員	質問をしているのは、ここに建築費を計上しておけば後は自分 たちで好きな業者さんに頼んで造るという従来型になりはしない かと思ったからです。建売ということは自分たちで造って売るのが 本筋かと思imasuので。
農業委員会	申請者さんが建築会社に見積もりを取って開発者が建てて売る という計画になっております。
委員	さっきの さんと さんの建てる金額が余りに大 きく違うのですが、その辺りはどうなっていますか。
農業委員会	その金額で見積書が添付されていますので、間違いはないかと思 います。

委員	見積もりを出されているのは何種類ぐらいですか。
農業委員会	さんについては1種類、さんは3種類出されております。
委員	はい、分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の駐車場拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	資金計画の中で、駐車場が建設費に計上されていますが、2ページの市さんの分では整地費に上げられていますので、統一をお願いします。建物を建てるのなら建設費となるでしょうが、我々が分かるように表記をお願いします。
農業委員会	内容を精査して分かりやすい資料づくりに努めます。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員	先程と同じですが、	さんも建築部門をお持ちでしょうか。	
農業委員会	定款の目的の中に建設も入っておりまして、見積もりも上がってきています。		
委員	それと、ここの現地ですが、東側の水路というのがかなり狭い水路になっていて、ここに整地後雨水が入ってくるとなると溢れるのではないかなと思うのですが、その辺りの計画はどうなっているのですか。		
農業委員会	雨水は東側道路側溝へ排水とされており、その道路の整備については町の方が行き、その分の確保もなされることになっております。		
委員	はい、分かりました。		
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。		
委員一同	(意見・質問・異議なし)		
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。		
委員一同	(挙手多数)		
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。		
議長	次に、農地法第5条関係、	農業委員会経由、	申請の食品倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	16,000㎡という非常に大きな面積が宅地という形になりますと、調整池がないと雨水がかなりの量流れることになると思いますが、そこはどうなっていますか。		
農業委員会	調整池については、南側水路にすぐ接する所に、平均1mの深さで約1,270トン溜められるものを考えておられます。そこから、今現在流れているぐらいの水量で流す計画とされています。		
委員	はい、分かりました。		
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。		

委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の自動車修理工場及び店舗用地への転用について、ご意見・ご質 問等ないでしょうか。
委員	新たにここに店舗を造ることになりますと、現在使用さ れている店舗の敷地についてはどうなりますか。
農業会議事務局	今の敷地が約1,300㎡で、今の所では現行の事業は行えないと いうことでの移転計画でして、そこは今のところ廃地として管理 するということになっております。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)

- 議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (挙手多数)
- 議 長 挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係12件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。
- 議 長 続きまして、3番目の項目に移ります。
「農業委員会の体制移行と農地利用最適化の推進」について、事務局より説明をお願いします。
- 農業会議事務局 (資料2について説明)
- 議 長 このことについて、皆さま方よりご意見をいただきたいと思います。取組んでおられる事例等もございましたら、是非、ご発言をお願いします。
- 常設審議委員 (県内で今後集積率を上げるには中山間地の集積を進める必要があるが、中山間地は特に高齢化や担い手不足が進んでおり集積は難しいという意見、中山間地の耕作放棄地の発生防止のため国が施策を行うべきという意見、土地改良事業については、農地中間管理機構と連携した施策等、新しい制度が出てきていること等の状況報告)
- 議 長 ご意見等ありがとうございました。
それぞれの農業委員会で、地域の実情に合わせた活動をしていただいているとは存じますが、今日出た意見もご参考としていただきながら取り組んでいただきたいと思います。
では、以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

専務理事

ありがとうございました。
以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

15時05分